

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>I 基本的考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 証券監視委の役割及び金融商品取引業者等のあるべき姿</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内部管理態勢</p> <p>金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。</p> <p>[具体的対応例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネーロンダリングや不公正取引の未然防止、<u>本人確認義務</u>の履行又は適合性の原則に従った適切な投資勧誘の実施等の観点から、顧客の属性や取引実態等を正確に把握し、必要に応じて顧客面談を行うなど、顧客管理のための具体的な態勢を整備する。 <p>(4)~(6) (略)</p> <p>II-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者</p> <p>1. 内部管理態勢</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 法令等遵守状況の検証等態勢整備</p> <p>①・② (略)</p> | <p>I 基本的考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 証券監視委の役割及び金融商品取引業者等のあるべき姿</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内部管理態勢</p> <p>金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである。</p> <p>[具体的対応例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネーロンダリングや不公正取引の未然防止、<u>取引時確認義務</u>の履行又は適合性の原則に従った適切な投資勧誘の実施等の観点から、顧客の属性や取引実態等を正確に把握し、必要に応じて顧客面談を行うなど、顧客管理のための具体的な態勢を整備する。 <p>(4)~(6) (略)</p> <p>II-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者</p> <p>1. 内部管理態勢</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 法令等遵守状況の検証等態勢整備</p> <p>①・② (略)</p> |

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>③ 内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。 イ～ハ (略) ニ 本人確認及び疑わしい取引等に関する事項 ホ～ト (略) ④～⑥ (略) (6)～(10) (略)</p> <p>Ⅱ－１－３ 態勢編・第二種金融商品取引業者</p> <p>1. 内部管理態勢</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 法令等遵守状況の検証等態勢整備 ①・② (略) ③ 内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。 イ・ロ (略) ハ 本人確認及び疑わしい取引等に関する事項 ニ・ホ (略) ④～⑥ (略) (4)～(6) (略)</p> <p>Ⅱ－２－１ 業務編・共通項目</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 本人確認等</p> | <p>③ 内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。 イ～ハ (略) ニ 取引時確認及び疑わしい取引等に関する事項 ホ～ト (略) ④～⑥ (略) (6)～(10) (略)</p> <p>Ⅱ－１－３ 態勢編・第二種金融商品取引業者</p> <p>1. 内部管理態勢</p> <p>(1)・(2) (略) (3) 法令等遵守状況の検証等態勢整備 ①・② (略) ③ 内部管理部門の責任者は、顧客管理に関する以下の事項を記載した社内規程等を策定し、取締役会等の承認を受け、役職員に周知を図っているか。 イ・ロ (略) ハ 取引時確認及び疑わしい取引等に関する事項 ニ・ホ (略) ④～⑥ (略) (4)～(6) (略)</p> <p>Ⅱ－２－１ 業務編・共通項目</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 取引時確認等</p> |

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>① テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の<u>本人確認</u>を徹底するなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 顧客の本人確認に当たっては、以下の点に留意しているか。</p> <p>イ 法人の本人確認を行うに際し、法人の取引担当者の本人確認を行っているか。</p> <p>ロ 代理人を利用した取引については、顧客と代理人の双方の本人確認を行っているか。</p> <p>ハ <u>本人確認済みの取引であっても法令に定める一定の場合には再度確認しているか。例えば、同一の電話番号、同一のメールアドレス等が連絡先となっている顧客の有無を定期的に確認しているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>ニ 海外の本支店や現地法人、グループ会社等で本人確認が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等は、法令上必要な本人確認を行っているか。</p> | <p>① テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の<u>取引時確認</u>を徹底するなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 顧客の取引時確認に当たっては、以下の点に留意しているか。</p> <p>イ 法人の取引時確認を行うに際し、法人の取引担当者の<u>取引時確認</u>を行っているか。</p> <p>ロ 代理人を利用した取引については、顧客と代理人の双方の<u>取引時確認</u>を行っているか。</p> <p>ハ <u>下記 a. ～ c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高い取引の有無等を確認するため、例えば、同一の電話番号、同一のメールアドレス等が連絡先となっている顧客の有無を定期的に確認しているか。</u></p> <p>a. <u>取引の相手方が関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある場合における当該取引</u></p> <p>b. <u>関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引</u></p> <p>c. <u>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 2 項に定める、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等</u></p> <p>ニ <u>上記ハ a. ～ c. のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高い取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に(再)取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</u></p> <p>ホ 海外の本支店や現地法人、グループ会社等で取引時確認が完了している場合であっても、日本において口座を開設する場合等は、法令上必要な取引時確認を行っているか。</p> |

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>④ 本人確認の方法は、書留郵便等による転送不要郵便物等とするなど、法令に基づき適切に行っているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引記録等を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(同法施行前においては「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」)に定める犯罪による収益の範囲を正確に理解した上で、マニュアル等の作成により報告体制を整備するとともに、役職員に対し、疑わしい取引に該当する事例を示すなどにより周知徹底を図っているか。</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>④ 取引時確認の方法は、書留郵便等による転送不要郵便物等とするなど、法令に基づき適切に行っているか。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 顧客の取引時確認に関する記録及び顧客との取引記録等を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 疑わしい取引に関する責任者又は担当部署は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める犯罪による収益の範囲を正確に理解した上で、マニュアル等の作成により報告体制を整備するとともに、役職員に対し、疑わしい取引に該当する事例を示すなどにより周知徹底を図っているか。</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>海外営業拠点(支店、現地法人等)のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を的確に実施するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>イ <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を適切に行うよう努めているか。</u></p> <p>(注) 特に、FATF 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の態勢の整備が求められることに留意する必要がある。</p> <p>ロ <u>現地のテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い基準に即した対応を行うよう努めているか。</u></p> <p>ハ <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに金融庁又は本店所在地を管轄する財務局に情報提供するよう努めているか。</u></p> <p>・ 当該国・地域</p> |

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>II-2-2 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p>1. ~ 6. (略)</p> <p>7. PTS業務</p> <p>(1) 業務運営</p> <p>① (略)</p> <p>② PTS業務に係る内部管理の体制について、次の事項を確認する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ PTS業務において、顧客の<u>本人確認</u>が行われているか。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8. 電子金融商品取引業務</p> <p>(1) 顧客管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 非対面取引であることを留意した上で、顧客の<u>本人確認</u>が適切に行われているか。</p> <p>③ <u>本人確認書類</u>の徴求等は適切に行われているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> | <p>・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を講じることができない具体的な理由</u></p> <p>・ <u>テロ資金供与及びマネー・ローンダリングに利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u></p> <p>II-2-2 業務編・第一種金融商品取引業者</p> <p>1. ~ 6. (略)</p> <p>7. PTS業務</p> <p>(1) 業務運営</p> <p>① (略)</p> <p>② PTS業務に係る内部管理の体制について、次の事項を確認する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ PTS業務において、顧客の<u>取引時確認</u>が行われているか。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8. 電子金融商品取引業務</p> <p>(1) 顧客管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 非対面取引であることを留意した上で、顧客の<u>取引時確認</u>が適切に行われているか。</p> <p>③ <u>取引時確認書類</u>の徴求等は適切に行われているか。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> |

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|
| <p>9. (略)</p> <p>10. 内部管理</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 事務処理の適切性</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 内部管理担当者は、口座開設の際の本人確認の状況、書損証券等の取扱い、重要書類の管理、約定訂正等の記録、手形・小切手及び送金等の取扱い、取引報告書の作成・交付状況等について適切に検証しているか。</p> <p>⑤~⑩ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>II-2-3 業務編・第二種金融商品取引業者</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電子金融商品取引業務</p> <p>(1) 顧客管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 非対面取引であることを留意した上で、顧客の本人確認が適切に行われているか。</p> <p>③ 本人確認書類の徴求等は適切に行われているか。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 内部管理</p> | <p>9. (略)</p> <p>10. 内部管理</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 事務処理の適切性</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 内部管理担当者は、口座開設の際の取引時確認の状況、書損証券等の取扱い、重要書類の管理、約定訂正等の記録、手形・小切手及び送金等の取扱い、取引報告書の作成・交付状況等について適切に検証しているか。</p> <p>⑤~⑩ (略)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>II-2-3 業務編・第二種金融商品取引業者</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 電子金融商品取引業務</p> <p>(1) 顧客管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 非対面取引であることを留意した上で、顧客の取引時確認が適切に行われているか。</p> <p>③ 取引時確認書類の徴求等は適切に行われているか。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. 内部管理</p> |

金融商品取引業者等検査マニュアル 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 事務処理の適切性</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 内部管理担当者は、口座開設の際の<u>本人確認</u>の状況、書損証票等の取扱い、重要書類の管理、約定訂正等の記録、手形・小切手及び送金等の取扱い、取引報告書の作成・交付状況等について適切に検証しているか。</p> <p>⑤~⑩ (略)</p> <p>(5) (略)</p> | <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 事務処理の適切性</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ 内部管理担当者は、口座開設の際の<u>取引時確認</u>の状況、書損証票等の取扱い、重要書類の管理、約定訂正等の記録、手形・小切手及び送金等の取扱い、取引報告書の作成・交付状況等について適切に検証しているか。</p> <p>⑤~⑩ (略)</p> <p>(5) (略)</p> |